山口県　ヤマト運輸株式会社、トールエクスプレスジャパン株式会社、日通トランスポート株式会社、レンゴーロジスティクス株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、トナミ運輸中国株式会社、防府通運株式会社、西鉄運輸株式会社及び中国名鉄運送株式会社

徳島県　ヤマト運輸株式会社、トールエクスプレスジャパン株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、阿波池田通運株式会社、牟岐線通運株式会社、東海運株式会社、四国牛乳輸送株式会社、チルドウェイ株式会社、阿波合同通運株式会社、株式会社板野運送、有限会社ベスト運輸、福原運送株式会社、有限会社山本運輸、丸点通運株式会社及び四国名鉄運輸株式会社

香川県　ヤマト運輸株式会社、トールエクスプレスジャパン株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、四国運輸株式会社、丸点通運株式会社、関西陸運株式会社、株式会社朝日通商、四国名鉄運送株式会社、四国名鉄運輸株式会社、四国牛乳輸送株式会社、チルドウェイ株式会社及び宇和島自動車運送株式会社

愛媛県　ヤマト運輸株式会社、トールエクスプレスジャパン株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、四国運輸株式会社、丸点通運株式会社、関西陸運株式会社、四国名鉄運輸株式会社、南予通運株式会社、四国梱包運送株式会社、宇和島自動車運送株式会社及び株式会社朝日通商

高知県　ヤマト運輸株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、高知通運株式会社、四国運輸株式会社、高知福山通運株式会社、高知県倉庫運送株式会社、丸中運送株式会社、丸福運輸株式会社、関西陸運株式会社、四国名鉄運輸株式会社、株式会社朝日通商及び宇和島自動車運送株式会社

福岡県　ヤマト運輸株式会社、トールエクスプレスジャパン株式会社、丸全昭和運輸株式会社、日通トランスポート株式会社、愛知陸運株式会社、日本フレートライナー株式会社、名鉄ゴールデン航空株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、株式会社日新、四国名鉄運輸株式会社、日通福岡トラック株式会社、有限会社福岡空輸サービス、ランテック株式会社、福岡ひまわり運送株式会社、日通久留米輸送株式会社、日通北九州運輸株式会社、三照株式会社、高倉運輸株式会社、九州名鉄運輸株式会社、西鉄運輸株式会社、九州日立物流サービス株式会社、株式会社トライアル・ロジスティック・システム、ニシユ有限会社、タカラ長運株式会社、北松通運株式会社、西久大運輸倉庫株式会社及び臼杵運送株式会社

佐賀県　ヤマト運輸株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、九州名鉄運輸株式会社、九州日立物流サービス株式会社、松浦通運株式会社、佐賀梱包運輸有限会社、佐賀県農業協同組合、佐賀高速運輸株式会社、株式会社丸都運輸、西鉄運輸株式会社及び臼杵運送株式会社

長崎県　ヤマト運輸株式会社、トールエクスプレスジャパン株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、九州名鉄運輸株式会社、タカラ長運株式会社、北松通運株式会社、日通長崎運輸株式会社及び株式会社深町組

熊本県　ヤマト運輸株式会社、トールエクスプレスジャパン株式会社、名鉄ゴールデン航空株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、四国名鉄運輸株式会社、ランテック株式会社、九州名鉄運輸株式会社及び臼杵運送株式会社

大分県　ヤマト運輸株式会社、トールエクスプレスジャパン株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、九州名鉄運輸株式会社、豊後通運株式会社、東久大通運株式会社、臼杵運送株式会社、大分海陸運送株式会社、株式会社ダイヤモンドライン及び大分運輸株式会社

宮崎県　ヤマト運輸株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、株式会社日新、ランテック株式会社、臼杵運送株式会社及び日通宮崎運輸株式会社

鹿児島県　ヤマト運輸株式会社、トールエクスプレスジャパン株式会社、名鉄ゴールデン航空株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、ランテック株式会社、九州名鉄運輸株式会社、西久大運輸倉庫株式会社、臼杵運送株式会社、日通宮崎運輸株式会社、日通鹿児島運輸株式会社、富士運送株式会社及び牧迫運輸株式会社

沖縄県　ヤマト運輸株式会社、株式会社日新及び沖縄ヤマト運輸株式会社

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１８５７号

札幌市中央区南21条西６丁目１番18―901号
債務者　石井　　恵
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川北　映輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３号

愛知県東海市養父町３―12　三京会館横須賀店、住民票上の住所愛知県知多市日長字高峰１番地の37
債務者　中馬　　涼
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　時規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５４号

大分市岩田町４丁目３番１Ａ２―77号
債務者　宮崎　直子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　昇悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４２６５号

大阪市淀川区新高２―４―25　アメニティー新高一番館２Ｆ、住民票上の住所大阪府箕面市小野原東５丁目21番27号
債務者　山崎　厚季
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村本　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３５７号

大阪府河内長野市寿町11番55号
債務者　紀川　好男
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蔵本　隆之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４００号

大阪市住吉区南住吉１丁目17番22号
債務者　みよし酒店こと　三好　一夫
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木晋輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４２号

熊本市北区武蔵ケ丘１丁目６番60号
債務者　内倉　信夫
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係